

標準的事務処理期間

	項目	期間	
1	医薬品等製造販売業の許可（薬局製造医薬品を除く）	56日	
2	医薬品等製造販売業の許可の更新（薬局製造医薬品を除く）	56日	
3	医薬品等製造業の許可（薬局製造医薬品を除く）	56日	
4	医薬品等製造業の許可の更新（薬局製造医薬品を除く）	医薬品製造業	56日
		医薬品以外の製造業	35日
5	医薬品等製造業の許可の区分変更又は追加	56日	
6	医薬品等製造販売業の承認（薬局製造医薬品を除く）	60日	
7	医薬品等製造業の承認事項の一部変更承認（薬局製造医薬品を除く）	60日	
8	医療機器修理業の許可	56日	
9	医療機器修理業の許可の更新	35日	
10	医療機器修理業の区分変更等	56日	
11	医薬品等製造販売業、製造業の許可証の書換交付、再交付	7日	
12	医薬品等の適合性調査	56日	